

# 法人企業統計季報を使った企業分析の留意点

経済調査部門 日向 雄士

(現ニッセイアセットマネジメント(株)投資調査部)

財務省の法人企業統計季報(以下、季報)は、経済分析や企業分析などに頻りに利用されている便利な統計である。しかし、当統計を利用して90年代の分析を行う際には、注意しなければいけない点がある。法人企業統計年報(以下、年報)との差異を示しつつ、季報利用上の留意点をまとめた。

## 1. 法人企業統計季報の特徴

季報は、資本金1,000万円以上の営利法人を対象(母集団法人数:約121万社)とした統計である。年報の調査対象(約255万社)が資本金による制限を設けていないことに比べると、調査対象の包括性という点ではやや劣る。

しかし、年報が公表されるまで年度終了後半年度度かかるのに対し、季報は各四半期終了後2ヵ月程度で公表されるため、速報性という点で優れている。また、GDPの民間企業設備投資を推計する基礎データとして季報が使われていることもあり、季報は企業部門の分析には欠かせない統計である。

## 2. 商法改正と統計内における企業構成の変化

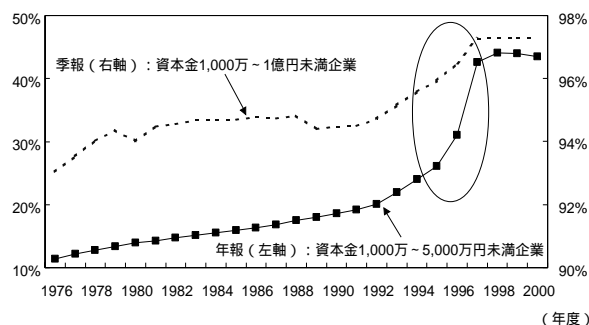
90年の商法改正で、それまで35万円(注1)であった株式会社の最低資本金額が1,000万円に引き

上げられた。

日本では、個人企業や有限会社に比べ、株式会社の社会的なイメージが高い。そのため、従来、資本金が1,000万円未満で株式会社を名乗っていた企業の多くが、株式会社の称号を維持するために増資を行い、資本金を1,000万円以上に高めた。

この結果、90年の商法改正を境に、法人企業に占める資本金1,000万円以上の企業の割合が大幅に高まった(図表-1)。

図表-1 小規模法人企業の割合の推移



(資料) 財務省「法人企業統計年報」「法人企業統計季報」。  
各統計における全推計法人企業に占める割合。

商法改正が90年であったにもかかわらず、企業規模構成の変化は97年度まで続いている。この理由は、商法改正に伴う猶予期間が5年間あったことと、当該統計での資本金1億円未満企業の抽出基準日が前年度10月末日であることによる。

### 3. 季報と年報における制度改正の影響の違い

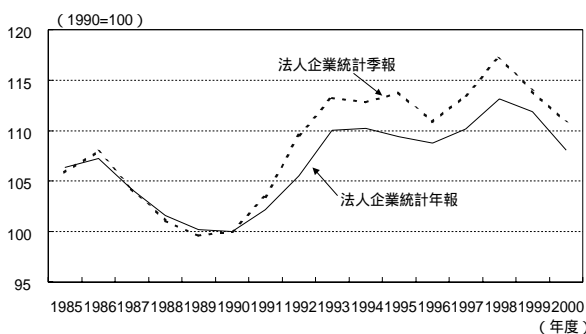
調査対象法人が資本金1,000万円以上の企業であるため、この商法改正により、季報の持つ統計としての性格が変わった可能性が高い。つまり、この時期に統計内で増加した企業の多くは、以前から統計に含まれていた資本金1,000万円強の企業とは異なり、従来なら資本金1,000万円未満の企業であった。そのため、企業規模により性質が大きく異なるデータに関しては、データの連続性が維持できていない可能性がある。

一方、年報では、資本金による制限がないため、資本金1,000万円以上の企業の割合が増加しても、その分1,000万円未満の企業の割合が減少し、統計全体では制度改正の影響は現れない。

### 4. 具体例 - 労働分配率への影響

労働分配率の推移を季報と年報とで比べると、90年度以前は動きにあまり違いはなかった。しかし、92年度以降、両統計の動きに違いが出ており、労働分配率の上昇が、年報に比べ季報で顕著となっている(図表 - 2)

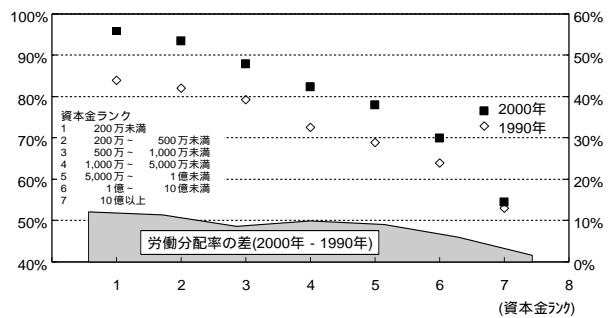
図表 - 2 法人企業統計季報と年報の比較労働分配率



(資料) 財務省「法人企業統計年報」、「法人企業統計季報」。全産業全企業合計。  
労働分配率=人件費/(営業利益+人件費+減価償却費+特別減価償却費)

特殊要因を考えなければ、季報と年報との統計サンプルの差が、この違いとなるはずである。しかし、90年から2000年にかけての労働分配率の変化を見ると、小規模企業ほど労働分配率の上昇が顕著である(図表 - 3)

図表 - 3 資本金規模別 労働分配率



(資料) 財務省「法人企業統計年報」全業種全規模合計。  
労働分配率の計算式は、図表 - 2 を参照。

そのため、この違いは統計サンプルの違いによるものではなく、労働分配率の高い小企業が、商法改正によって新たに季報の調査対象企業として含まれたために、季報の労働分配率に上方バイアスが生じた可能性が高い。

通常、企業規模が小さいほど労働集約的である。そのため、企業が生み出した付加価値に対する人件費の割合を示した労働分配率を企業規模ごとに比較すると、小規模企業では高く、大企業では低くなる傾向がある(図表 - 3)

しかし、増資と労働分配率の間には、ほとんど関係がない。たとえば、増資の目的が単に資本金を増額するだけであれば、増資が投資拡大にはつながらず、単に現金が増加するだけである。よって、商法改正による労働分配率の上昇は、企業部門における労働分配率の実際の変化とはあまり関係がないと考えるべきであろう。

制度変更などによって統計の調査対象企業に大きな変化があると、データに断絶が生じる可能性がある。このようなデータ変動を分析しても、正しい企業部門の分析を行うことは難しい。季報を用いて、企業規模により性質が異なる90年代のデータを分析する際には、商法改正の影響がないか注意する必要がある。

(注1) 商法に株式会社の最低資本金の定めはなかったが、設立に際し、最低7株(1株最低5万円)は発行する必要があった。